

指定管理者による管理運営の概要

施設概要	名称	八幡こどもの家	
	所在地	近江八幡市宇津呂町73	
	設置目的	児童福祉法第34条7の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する	
指定管理者	名称	八幡学童保育所 げんきクラブ	
	所在地	近江八幡市宇津呂町73	
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務		
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日(3年間)		
指定管理料	平成18年度：3,165千円      平成19年度：5,988千円      平成20年度：5,873千円		